

法務省民商第13号
平成27年2月6日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号。以下「整備法」という。）並びに商業登記規則等の一部を改正する省令（平成26年法務省令第33号。以下「改正省令」という。）及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第6号）が本年5月1日から施行されます（会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第16号））ので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の会社法（平成17年法律第86号）を、「商登法」とあるのは整備法による改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「施行規則」とあるのは会社法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）を、「振替法」とあるのは整備法による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）を、「保険業法」とあるのは整備法による改正後の保険業法（平成7年法律第105号）を、「法登規」とあるのは改正省令による改正後の各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「一般法人法」とあるのは整備法による改正後の一般社

団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を、「登税法」とあるのは整備法による改正後の登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいい、特に改正前の条文を引用するときは、「旧」の文字を冠するものとします。

おって、平成23年7月13日付け法務省民商第1680号本職通達は、整備法の施行の日をもって廃止します。

記

第1部 本通達の趣旨

本通達は、改正法及び整備法の施行に伴い、株式会社（特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）を含む。）、相互会社、一般社団法人、一般財団法人、商業登記に関するその他の改正及び経過措置について、登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。

なお、法、保険業法及び一般法人法の規定による登記に関する登記記録例は、別に定めるところによるものとする。

第2部 株式会社

第1 監査等委員会設置会社制度の創設

1 監査等委員会の設置

株式会社は、定款の定めによって、監査等委員会を置くことができるとした（法第326条第2項）。

監査等委員会設置会社（法第2条第11号の2）には、取締役会及び会計監査人を置かなければならず（法第327条第1項第3号、第5項），かつ、監査役を置くことができないとされた（同条第4項）。

2 監査等委員会設置会社の機関

(1) 監査等委員会

ア 監査等委員会を組織する取締役

監査等委員会設置会社においては、監査等委員（監査等委員会の委員をいう（法第38条第2項）。）である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならず（法第331条第6項），監査等委員会は、全ての監査等委員（取締役でなければならない（法第399条の2第2項）。）で組織することとされた（同条第1項）。



なお、監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役（株式会社の法第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう（法第2条第15号イ）。以下第2部において同じ。）若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができないとされた（法第331条第3項）。

イ 監査等委員会の権限

- (ア) 監査等委員会は、次に掲げる職務を行うとされた（法第399条の2第3項）。
- a 取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成
 - b 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
 - c 法第342条の2第4項（株主総会における監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見陳述）及び第361条第6項（株主総会における監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等についての意見陳述）に規定する監査等委員会の意見の決定
- (イ) 監査等委員会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監査等委員全員の同意によって、その会計監査人を解任することができるとされた（法第340条第5項、第1項、第2項）。
- a 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - b 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - c 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (ウ) 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監査等委員会は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた（法第346条第7項、第4項）。

(2) 取締役

ア 選任

監査等委員会設置会社における取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任することとされた（法第329条第2項、第1項）。

なお、監査等委員会設置会社を設立しようとする場合の設立時取締役の選任方法は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して選任しなければならない（法第38条第2項）ことのほかは、監査等委員会設置会社でない株式会社と同様である（法第40条、第88条）。

イ 任期

(ア) 監査等委員である取締役の任期

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされた（法第332条第4項、第1項）。ただし、定款によって、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げないとされた（同条第5項）。

(イ) 監査等委員である取締役以外の取締役の任期

監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされた（法第332条第3項、第1項）。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないとされた（同条第1項ただし書）。

(ウ) 監査等委員会設置会社の定めの設定又は廃止に伴う任期の満了

a　監査等委員会設置会社の定めを設定した場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するとされた（法第332条第7項第1号）。

b　監査等委員会設置会社が監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合には、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するとされた（法第332条第7項第2号）。

ウ 解任



(ア) 監査等委員である取締役の解任

監査等委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議によらなければならぬとされた（法第309条第2項第7号）。

(イ) 監査等委員である取締役以外の取締役の解任

監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、監査等委員会設置会社でない株式会社の取締役の解任と同様であり、原則として、株主総会の普通決議による（法第339条第1項、第341条）が、累積投票によって選任された取締役を解任する場合には、株主総会の特別決議によらなければならぬ（法第309条第2項第7号。第342条第6項参照）。

(3) 取締役会

ア 権限

監査等委員会設置会社の取締役会は、法第362条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行うとされた（法第399条の13第1項）。

(ア) 法第399条の13第1項第1号イからハまでに掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

(イ) 取締役の職務の執行の監督

(ウ) 代表取締役の選定及び解職

イ 重要な業務執行の決定の取締役への委任

(ア) 監査等委員会設置会社の取締役会は、法第399条の13第4項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないとされた（同項）。

(イ) (ア)にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除き、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるとされた（同項）。

(ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって、法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除き、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができるとされた（同条第6



項)。

ウ 特別取締役による議決の定め

監査等委員会設置会社の取締役会は、イ(イ)又は(ウ)に該当する場合を除き、特別取締役による議決の定めを設けることができるとされた（法第373条第1項）。

(4) 代表取締役

監査等委員会設置会社の取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定しなければならぬとされた（法第399条の13第3項）。

なお、監査等委員会設置会社を設立しようとする場合の設立時代表取締役の選定は、設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の中から、設立時取締役の過半数をもって決定するとされた（法第47条第1項、第3項）。

(5) 会計参与

監査等委員会設置会社の会計参与の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされた（法第334条第1項により準用する第332条第3項、第1項）。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないとされた（法第334条第1項により準用する第332条第1項ただし書）。

また、監査等委員会設置会社の定めを設定した場合又は監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了することとされた（法第334条第1項により準用する第332条第7項）。

(6) 監査役

監査等委員会設置会社の定めを設定した場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了することとされた（法第336条第4項第2号）。

3 監査等委員会設置会社の解散及び清算

監査等委員会設置会社が、法第475条各号に掲げる事由に該当することにより清算をする場合には、定款に別段の定めがあるとき及び株主総会において別の者を選任したときを除き、監査等委員である取締役以

外の取締役が清算人となるとされた（法第478条第5項，第1項）。

また，法第475条各号に掲げる事由に該当することにより清算をする監査等委員会設置会社が公開会社（法第2条第5号）又は大会社（同条第6号）であった場合には，監査等委員である取締役が監査役となるとされた（法第477条第5項，第4項）。

4 組織変更，新設合併，新設分割及び株式移転において定めるべき取締役

(1) 持分会社から監査等委員会設置会社への組織変更

持分会社が組織変更をする場合には，当該持分会社は，組織変更計画において，組織変更後の株式会社の取締役の氏名を定めなければならぬ（法第746条第1項第3号）が，組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合には，当該取締役については，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならないとされた（同条第2項）。

(2) 監査等委員会設置会社を設立する新設合併

新設合併により株式会社を設立する場合には，新設合併契約において，新設合併により設立する株式会社（以下第2部において「新設合併設立株式会社」という。）の設立時取締役の氏名を定めなければならぬ（法第753条第1項第4号）が，新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には，当該設立時取締役については，設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならないとされた（同条第2項）。

(3) 監査等委員会設置会社を設立する新設分割

新設分割により株式会社を設立する場合には，新設分割計画において，新設分割により設立する株式会社（以下第2部において「新設分割設立株式会社」という。）の設立時取締役の氏名を定めなければならぬ（法第763条第1項第3号）が，新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には，当該設立時取締役については，設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならないとされた（同条第2項）。

(4) 監査等委員会設置会社を設立する株式移転

株式会社が株式移転をする場合には，株式移転計画において，株式

移転により設立する株式会社（以下第2部において「株式移転設立完全親会社」という。）の設立時取締役の氏名を定めなければならない（法第773条第1項第3号）が、株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該設立時取締役については、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならないとされた（同条第2項）。

5 監査等委員会設置会社の登記の手続

(1) 監査等委員会設置会社の設立の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会と会計監査人とを置く株式会社の設立と基本的に同様であるが、設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、次に掲げる事項も登記しなければならないとされた（法第911条第3項第22号）。

(ア) 監査等委員会設置会社である旨

(イ) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

(ウ) 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

(エ) 法第399条の13第6項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

イ 添付書面

添付書面は、取締役会と会計監査人とを置く株式会社の設立の登記の申請書の添付書面と基本的に同様であるが、設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面に代え、設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならないとされた（商登法第47条第2項第10号）。

(2) 監査等委員会設置会社の定めの設定による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、①(1)ア(ア)から(エ)までに掲げる事項、②従前の取締役等が退任した旨（2(2)イ(ウ)、(5)及び(6)参照）、③取



締役等が就任又は重任した旨，④取締役会設置会社である旨，⑤会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称及び⑥変更年月日である。

④及び⑤の登記は，既にその登記があるときは，重ねてすることを要しない。

また，変更前において，①監査役を置いていた場合には監査役の退任及び監査役設置会社の定めを廃止した旨の登記を，②監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合（後記第9参照）には当該定めを廃止した旨の登記を，③監査役会を置いていた場合には監査役の退任並びに監査役設置会社の定め及び監査役会設置会社の定めを廃止した旨の登記を，④指名委員会等（後記第2参照）を置いていた場合には各委員会の委員，執行役及び代表執行役の退任並びに指名委員会等設置会社の定めを廃止した旨の登記をしなければならない。

なお，従前の取締役が，退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合の登記原因は退任及び就任であるが，退任と同時に監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因是重任である。

イ 添付書面

登記の申請書には，監査等委員会設置会社の定めの設定を決議し，取締役等を選任した株主総会の議事録のほか，定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面（代表取締役の選定に係る取締役会議事録，就任承諾書等）を添付しなければならない（商登法第46条等）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については，4万円）である（登税法別表第一第24号（一）ワ，カ）。

なお，重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記を併せてする場合の登録免許税額は，申請1件につき3万円を加算した額となる（登税法別表第一第24号（一）ツ。後記(4)参照）。

(3) 監査等委員である取締役の変更の登記

ア 添付書面

(ア) 就任の場合

- a 監査等委員である取締役を選任した株主総会の議事録（商登法第46条第2項）
- b 監査等委員である取締役が就任を承諾したことを証する書面（商登法第54条第1項）

(イ) 退任の場合（商登法第54条第4項）

a 辞任による場合

辞任届その他の辞任を証する書面

b 解任による場合

監査等委員である取締役を解任した株主総会の議事録

c 死亡による場合

戸籍謄抄本、死亡診断書、住民票、遺族等からの会社に対する死亡届等

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

(4) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨及び変更年月日である。

イ 添付書面

登記の申請書には、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条第2項）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(5) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの廃



止による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

イ 添付書面

登記の申請書には、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条第2項）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(6) 監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、①監査等委員会設置会社の定めを廃止した旨、②監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役、代表取締役並びに会計参与が退任した旨（2(2)イ(ウ)及び(5)参照）、③取締役等が就任又は重任した旨、④監査等委員会設置会社の定めの廃止により社外取締役の登記を抹消する旨、⑤重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記がされている場合には、当該定めを廃止した旨及び⑥変更年月日である。ただし、④については、当該会社について、特別取締役による議決の定めがある旨の登記がされているとき若しくは監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記と併せて特別取締役による議決の定めの設定の登記をしたとき（法第911条第3項第21号ハ）又は監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記と併せて指名委員会等設置会社の定めの設定の登記をしたとき（同項第23号イ）は、社外取締役の登記を抹消することを要しない。

なお、従前の監査等委員である取締役が退任と同時に取締役に就任した場合の登記原因是、退任及び就任であるが、監査等委員である取締役以外の取締役が退任と同時に取締役に就任した場合の登記原因是、重任である。

イ 添付書面



登記の申請書には、監査等委員会設置会社の定めの廃止を決議し、取締役等を選任した株主総会の議事録のほか、定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面（代表取締役の選定に係る取締役会議事録、就任承諾書等）を添付しなければならない（商登法第46条等）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第24号（一）ワ、カ）。

なお、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの登記がされている場合には、当該定めの廃止の登記に係る登録免許税額として、申請1件につき3万円を加算した額となる（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(7) 監査等委員会設置会社が解散した場合の登記

解散の登記をしたときは、登記官は、職権により、商登規第72条第1項各号に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない（同項）が、監査等委員会設置会社であった会社について解散の登記をした場合には、監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記及び重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記にも抹消する記号を記録しなければないとされた（同項第5号）。

(8) 取締役会の決議による委任に基づく取締役の重要な業務執行の決定により登記事項に変更が生じた場合の登記

2(3)イ(イ)又は(ウ)により、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定についての取締役への委任があった場合において、当該委任に基づく決定によって、登記事項に変更を生じた場合にあっては、当該変更に係る申請書には、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があったことを証する書面を添付しなければないとされた（商登法第46条第4項）。具体的には、当該決定をした取締役が当該決定をした事項を記載し、記名押印した書面が、これに該当する。

第2 委員会設置会社を指名委員会等設置会社とする改正

1 委員会設置会社を指名委員会等設置会社とする改正

旧法第2条第12号で定義されていた「委員会設置会社」及び「委員会」は、「指名委員会等設置会社」及び「指名委員会等」と改められた(法第2条第12号)。

これに伴い、登記すべき事項は、「委員会設置会社である旨」から「指名委員会等設置会社である旨」と改められた(法第911条第3項第23号、商登規別表第五会社状態区)。

2 経過措置

改正法の施行の際現に委員会設置会社である株式会社又は施行日前に旧法第30条第1項の規定による定款(委員会を置く旨の定めがあるものに限る。)の認証を受け、改正法の施行後に成立する株式会社の定款には、法第2条第12号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなすとされ(改正法附則第3条第1項)、旧法の規定による委員会設置会社の登記は、法第911条第3項第23号に掲げる事項の登記とみなすとされた(改正法附則第3条第2項)。

これに伴い、改正法の施行の際現にされている委員会設置会社である旨の登記については、登記官が職権で抹消する記号を記録するとともに、当該登記に代えて指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない(改正省令附則第2条)。

第3 社外取締役及び社外監査役の要件に関する改正

1 社外取締役の要件

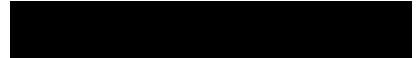
社外取締役の要件として、旧法と同様に、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下第3及び第4において「業務執行取締役等」という。)でないことのほか、(1)のとおり過去の地位に関する要件が緩和され、(2)から(4)までの要件が加えられた。

(1) 社外取締役の要件に係る当該取締役の過去の地位に関する対象期間の限定

社外取締役の要件のうち、当該取締役の過去の地位に関する対象期間についての規律が、次のとおり改められた。

ア その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと(法第2条第15号イ)。

イ その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又は



その子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと（法第2条第15号ロ）。

(2) 株式会社の親会社等の関係者の取扱い

当該株式会社の親会社等（法第2条第4号の2。ただし、自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないことが社外取締役の要件に加えられた（法第2条第15号ハ）。

(3) 株式会社の兄弟会社の関係者の取扱い

当該株式会社の親会社等の子会社等（法第2条第3号の2。ただし、当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないことが社外取締役の要件に加えられた（法第2条第15号ニ）。

(4) 株式会社の関係者の近親者の取扱い

当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないことが社外取締役の要件に加えられた（法第2条第15号ホ）。

2 社外監査役の要件

社外監査役の要件として、旧法と同様に、株式会社の監査役であるこのほか、(1)のとおり過去の地位に関する要件が緩和され、(2)から(4)までの要件が加えられた。

(1) 社外監査役の要件に係る当該監査役の過去の地位に関する対象期間の限定

社外監査役の要件のうち、当該監査役の過去の地位に関する対象期間についての規律が、次のとおり改められた。

ア その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。イにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと（法第2条第16号イ）。

イ その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと（法第2条第16号ロ）。

(2) 株式会社の親会社等の関係者の取扱い

当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないことが社外監査役の要件に加えられた（法第2条第16号ハ）。

(3) 株式会社の兄弟会社の関係者の取扱い

当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないことが社外監査役の要件に加えられた（法第2条第16号ニ）。

(4) 株式会社の関係者の近親者の取扱い

当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないことが社外監査役の要件に加えられた（法第2条第16号ホ）。

3 経過措置

改正法の施行の際現に旧法第2条第15号に規定する社外取締役又は同条第16号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役又は社外監査役については、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、法第2条第15号又は第16号の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされた（改正法附則第4条）。

第4 取締役及び監査役の責任限定契約に関する改正

1 取締役及び監査役の責任限定契約

法第427条第1項の契約を締結することができる取締役及び監査役が、従前の「社外取締役」又は「社外監査役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」又は「監査役」とそれぞれ改められ、同項の契約を締結することができる者は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下第4において「非業務執行取締役等」という。）とされた（法第427条第1項）。

2 非業務執行取締役等の責任限定契約についての登記に関する改正

旧法第911条第3項第24号の規定による登記すべき事項が、「第427条第1項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め」と改められた（法第911条第3項第25号）。また、責任の限度に関する契約の定款の定めがあり、それが社外取締役又は社外監査役に関するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるもの又は監査役のうち社外監査役であるものについて、それぞれ、社外取締役又は社外監査役である旨を登記すべき事項としていた旧法第911条第3項第25号及び第26号は、削られた。

3 経過措置

株式会社について改正法の施行の際現に旧法第911条第3項第25号又は第26号の規定による登記がある場合には、当該株式会社は、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該登記を抹消することを要しないとされた（改正法附則第22条第2項）。

第5 公開会社における支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

1 公開会社における募集株式の割当て等の特則

(1) 公開会社における募集株式の割当て等の特則

ア 株主に対する特定引受人等の通知

公開会社は、募集株式の引受人について、次の(ア)に掲げる数の(イ)に掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合には、法第199条第1項第4号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の2週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下ア及びエにおいて「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての(ア)に掲げる数その他の法務省令で定める事項（施行規則第42条の2）を通知しなければならないとされた（法第206条の2第1項）。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は法第202条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合には、この通知をすることを要しないとされた（同項ただし書）。

(ア) 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数



(イ) 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

イ 公告による通知の代替等

アの通知は、公告をもってこれに代えることができるとされた（法第206条の2第2項）。なお、当該公開会社が振替株式を発行している場合には、当該振替株式の株主に対する通知については、公告による代替が強制される（振替法第161条第2項）。

ウ 通知が不要となる場合

アにかかわらず、公開会社がアの事項についてアの期日の2週間前までに金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第4条第1項から第3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合（施行規則第42条の3）には、アの通知は、することを要しないとされた（法第206条の2第3項）。

エ 引受けに反対する旨の通知と株主総会による承認

総株主（エの株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主がアの通知又はイの公告の日（ウの場合にあっては、法務省令の定める日（施行規則第42条の4））から2週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下エにおいて同じ。）による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、アの期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人ととの間の法第205条第1項の契約の承認を受けなければならぬとされた（法第206条の2第4項）。

オ 株主総会による承認が不要となる場合

当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、エの株主総会の決議による承認は要しないとされた（法第206条の2第4項ただし書）。

カ 承認決議の要件

エの株主総会の決議は、法第309条第1項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならないとされた（法第206条の2第5項）。

(2) 公開会社における募集株式の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面

公開会社における募集株式の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面は、基本的に従前のとおりであるが、これに加えて、次の場合には、それぞれ次の書面を添付しなければならない。

ア (1) エに該当する場合には、株主総会の議事録（商登法第46条第2項）

イ (1) オに該当する場合には、株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面（商登法第56条第5号）

具体的には、代表者の作成に係る証明書等がこれに該当する。

(3) 経過措置

改正法の施行日前に旧法第199条第2項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集株式については、(1)の特則は適用しないとされた（改正法附則第12条）。

2 公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

(1) 公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

ア 株主に対する特定引受人等の通知

公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は法第44条第1項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下アにおいて「引受人」と総称する。）について、次の(ア)に掲げる数の(イ)に掲げる数に対する割合が2分の1を超える場合には、割当日の2週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下ア及びエにおいて「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての(ア)に掲げる数その他の法務省令で定める事項（施行規則第55条の2）を通知しなければならないとされ

た（法第244条の2第1項）。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は法第241条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合には、この通知をすることを要しないとされた（法第244条の2第1項ただし書）。

(ア) 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式（法第244条の2第2項、施行規則第55条の3の株式）の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

(イ) (ア)の場合における最も多い総株主の議決権の数

イ 公告による通知の代替等

アの通知は、公告をもってこれに代えることができるとされた（法第244条の2第3項）。なお、当該公開会社が振替株式を発行している場合には、当該振替株式の株主に対する通知について、公告による代替が強制される（振替法第161条第2項）。

ウ 通知が不要となる場合

アにかかわらず、株式会社がアの事項について割当日の2週間前までに金融商品取引法第4条第1項から第3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合（施行規則第55条の4）には、アの通知は、することを要しないとされた（法第244条の2第4項）。

エ 引受けに反対する旨の通知と株主総会による承認

総株主（エの株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主がアの通知又はイの公告の日（ウの場合にあっては、法務省令で定める日（施行規則第55条の5））から2週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下エにおいて同じ。）による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人ととの間の法第244条第1項の契約の承認を受けなければならないとされた（法第244条の2第5項）。

[REDACTED]

オ 株主総会による承認が不要となる場合

当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、エの株主総会の決議による承認は要しないとされた（法第244条の2第5項ただし書）。

カ 承認決議の要件

エの株主総会の決議は、法第309条第1項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならぬとされた（法第244条の2第6項）。

(2) 公開会社における募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面

公開会社における募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面は、基本的に従前のとおりであるが、これに加えて、次の場合には、それぞれ次の書面を添付しなければならない。

ア (1) エに該当する場合にあっては、株主総会の議事録（商登法第46条第2項）

イ (1) オに該当する場合にあっては、株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面（商登法第65条第3号）。

具体的には、代表者の作成に係る証明書等がこれに該当する。

(3) 経過措置

改正法の施行日前に旧法第238条第1項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集新株予約権については、(1)の特則は適用しないとされた（改正法附則第13条）。

第6 新株予約権無償割当てに関する割当通知

1 新株予約権無償割当てに関する割当通知の手続

(1) 割当通知

株式会社は、法第278条第1項第3号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあっては、同項第4号の種類の種類株主）及びその

登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（同項第2号に規定する場合にあっては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならないとされた（法第279条第2項）。

(2) 新株予約権の行使期間の延長

(1)の通知がされた場合において、法第278条第1項第1号の新株予約権についての法第236条第1項第4号の期間（以下「行使期間」という。）の末日が当該通知の日から2週間を経過する日前に到来するときは、行使期間は、当該通知の日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなすとされた（法第279条第3項）。

この場合において、新株予約権の行使期間が延長されたものとみなされるのは、(1)の通知が新株予約権の行使期間の末日の2週間前より遅れてされた株主に割り当てられた新株予約権に限られ、法第279条第3項の規定によって、登記されている新株予約権の行使期間が一律に変更されるものではないから、当該行使期間の変更の登記をすることが要しない。

2 新株予約権の行使期間が延長されたものとみなされた新株予約権の行使による変更の登記

新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、新株予約権の行使があったことを証する書面を添付しなければならない（商登法第57条第1号）が、1(2)により行使期間が延長されたものとみなされた新株予約権が行使されたことによる変更の登記をする場合には、新株予約権の行使があったことを証する書面の一部として、新株予約権の行使期間が延長され、当該延長された行使期間内に新株予約権の行使があったことを確認することができる書面を添付することを要する。具体的には、代表者の作成に係る証明書等がこれに該当する。

3 経過措置

改正法の施行日前に旧法第278条第1項各号に掲げる事項の決定があった場合におけるその新株予約権無償割当てについては、なお従前の例によるとされた（改正法附則第14条）。

第7 募集株式が譲渡制限株式である場合の総数引受契約

1 募集株式が譲渡制限株式である場合の総数引受契約に関する改正

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないとされた（法第205条第2項、第309条第2項第5号）。ただし、定款に別段の定めがある場合には、当該定款の定めによることとされた（法第205条第2項ただし書）。

2 総数引受契約により譲渡制限株式を発行した場合における募集株式の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面

1の場合には、従前の添付書面のほか、株主総会の議事録（取締役会設置会社にあっては、取締役会議事録）又は定款及び定款の定めに応じた機関によって承認があったことを証する書面（商登法第46条第1項及び第2項に規定するものに限る。）を添付しなければならない（同条第1項、第2項、商登規第61条第1項）。

3 経過措置

改正法の施行日前に旧法第199条第2項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集株式については、1は適用しないとされた（改正法附則第12条）。

第8 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合等の総数引受契約

1 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合等の総数引受契約に関する改正

募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、次の(1)及び(2)に掲げるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないとされた（法第244条第3項、第309条第2項第6号）。ただし、定款に別段の定めがある場合には、当該定款の定めによることとされた（法第244条第3項ただし書）。

(1) 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。

(2) 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

2 総数引受契約により譲渡制限新株予約権等を発行した場合における募

集新株予約権の発行による変更の登記の申請書に添付すべき書面

1 の場合には、従前の添付書面のほか、株主総会の議事録（取締役会設置会社にあっては、取締役会議事録）又は定款及び定款の定めに応じた機関によって承認があったことを証する書面（商登法第46条第1項及び第2項に規定するものに限る。）を添付しなければならない（同条第1項、第2項、商登規第61条第1項）。

3 経過措置

改正法の施行日前に旧法第238条第1項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集新株予約権については、1は適用しないとされた（改正法附則第13条）。

第9 監査役の監査の範囲に関する登記

1 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの登記の新設

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、その旨を登記しなければならぬとされた（法第911条第3項第17号イ）。

2 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの設定による変更の登記

(1) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを設定した旨及び変更年月日である。

(2) 添付書面

登記の申請書には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの設定の決議をした株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条第2項）。

(3) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

3 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止による変更の登記

(1) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止した旨、②従前の監査役が退任した旨（法第336条第4項第3号参照）、③監査役が就任又は重任した旨及び④変更年月日である。

(2) 添付書面

登記の申請書には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの廃止の決議をした株主総会の議事録のほか、監査役を選任した株主総会の議事録及び監査役が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない（商登法第46条第2項、第54条第1項）。

(3) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

4 経過措置

(1) 改正法の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社についての登記

改正法の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、改正法の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨の登記をすることを要しないとされた（改正法附則第22条第1項）。

(2) 添付書面

改正法の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社が、経過措置の終了後に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨の登記をする場合の登記の申請書には、定款又は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの設定の決議をした株主総会の議事録を添付しなければならない。

なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものとみなされた株式会社については、当該定め

の設定の決議をしていないため株主総会の議事録を添付することができず、定款によっても監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあることを確認することができない場合には、上記の添付書面に代えて、上記の添付書面を添付することができないことを確認することができる書面を添付しなければならない。具体的には、代表者の作成に係る証明書（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされた株式会社であり、かつ、定款又は株主総会の議事録のいずれも添付することができないことを記載したもの）等がこれに該当する。

(3) 登録免許税額

(2)の場合の登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

第10 公開会社の発行可能株式総数に関する規律

1 公開会社でない株式会社が公開会社となる場合における発行可能株式総数

公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされた（法第113条第3項第2号）。

したがって、株式会社が株式の譲渡制限に関する定めを廃止し、又は変更したことによって公開会社となり、当該会社から当該定めの廃止又は変更による変更の登記の申請がされた場合において、登記簿上、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えているときは、当該申請と併せて、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えない範囲とする発行可能株式総数又は発行済株式の総数を変更する登記の申請がされない限り、株式の譲渡制限に関する定めの廃止又は変更による変更の登記の申請を受理することはできない。

2 株式の併合をする場合における発行可能株式総数

(1) 株式の併合をする場合における発行可能株式総数の規律

株式の併合をする場合における発行可能株式総数の規律が、次のと

おり改められた。

ア 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項に、株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における発行可能株式総数が追加された（法第180条第2項第4号）。

イ アの発行可能株式総数は、当該株式会社が公開会社でない場合を除き、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされた（法第180条第3項）。

ウ 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、アで定めた事項に従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなすとされた（法第182条第2項）。

（2）株式の併合による変更の登記

株式の併合による変更の登記の方法は、基本的に従前のとおりであるが、（1）の規律に基づき、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされたことによって発行可能株式総数に変更が生じた場合には、株式の併合による変更の登記と併せて、発行可能株式総数の変更の登記をしなければならない。この場合の添付書面は、株式の併合の決議をした株主総会の議事録である。

なお、当該株式会社が公開会社である場合における発行可能株式総数の変更の登記については、発行可能株式総数の変更の登記をした後の発行可能株式総数が株式の併合による変更の登記をした後の発行済株式の総数の4倍以下となるものでなければならない。

3 新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数

新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の設立時発行株式の総数は、当該株式会社が公開会社でない場合を除き、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないとされた（法第814条第1項、第37条第3項）。

4 経過措置

（1）公開会社となる場合における発行可能株式総数に関する経過措置

改正法の施行日前に公開会社でない株式会社が公開会社となる旨の定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更後の発行可能株式総数については、法第

113条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされた(改正法附則第7条)。

(2) 株式の併合に関する経過措置

改正法の施行日前に旧法第180条第2項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合については、なお従前の例によるとされた(改正法附則第11条)。

(3) 株式会社の合併等に関する経過措置

改正法の施行日前に合併契約が締結され、又は新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された合併、新設分割又は株式移転については、なお従前の例によるとされた(改正法附則第20条)。

第11 特例有限会社についての特則

1 機関についての特則

特例有限会社には、監査等委員会を置くことができないとされた(整備法第14条による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第17条第1項)。

したがって、特例有限会社に置くことができる機関は、従前のとおりである。

2 登記についての特則

特例有限会社にあっては、法第911条第3項第17号イに規定する「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨」の登記は、不要とされた(整備法第14条による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第43条第1項)。

したがって、特例有限会社の登記すべき事項は、従前のとおりである。

第3部 相互会社

第1 監査等委員会設置会社制度の創設

1 監査等委員会の設置

相互会社には、監査等委員会を置くことができることとされた(保険業法第51条第1項第2号参照)。

監査等委員会設置会社(保険業法第4条第1項第3号参照)である相互会社には、会計監査人を置かなければならず(同法第51条第5項)，かつ、監査役を置いてはならないとされた(同条第4項)。

2 監査等委員会設置会社の機関

(1) 監査等委員会

ア 監査等委員会を組織する取締役

監査等委員会設置会社においては、監査等委員（監査等委員会の委員をいう（保険業法第2条第19項）。）である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならず（同法第53条の2第5項），監査等委員会は、全ての監査等委員（取締役でなければならない（同法第53条の23の2第2項）。）で組織することとされた（同条第1項）。

なお、監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその実質子会社の業務執行取締役（相互会社の保険業法第53条の13第1項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下第3部において同じ。）若しくは支配人その他の使用人又は当該実質子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができないとされた（同法第53条の2第2項）。

イ 監査等委員会の権限

(ア) 監査等委員会は、次に掲げる職務を行うとされた（保険業法第53条の23の2第3項）。

a 取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

b 社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下2及び3において同じ。）に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

c 保険業法第53条の11において準用する法第342条の2第4項（社員総会における監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見陳述）及び保険業法第53条の15において準用する法第361条第6項（社員総会における監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等についての意見陳述）に規定する監査等委員会の意見の決定

(イ) 監査等委員会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監査等委員全員の同意によって、その会計監査人を解任すること

ができるとされた（保険業法第53条の9第5項，第1項，第2項）。

- a 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
 - b 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - c 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。
- (ウ) 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において，遅滞なく会計監査人が選任されないとときは，監査等委員会は，一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた（保険業法第53条の12第7項，第4項）。

(2) 取締役

ア 選任

監査等委員会設置会社における取締役は，社員総会の決議によって，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任することとされた（保険業法第52条第2項，第1項）。

なお，監査等委員会設置会社を設立しようとする場合の設立時取締役の選任方法は，設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して選任しなければならないことのほかは，監査等委員会設置会社でない相互会社と同様である（保険業法第30条の10）。

イ 任期

(ア) 監査等委員である取締役の任期

監査等委員である取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（総代会を設けているときは，定時総代会。以下同じ。）の終結時までとされた（保険業法第53条の3第3項，第1項）。ただし，定款によつて，任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げないとされた（同条第4項）。

(イ) 監査等委員である取締役以外の取締役の任期



監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとされた（保険業法第 53 条の 3 第 2 項、第 1 項）。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないとされた（同条第 1 項ただし書）。

- (ウ) 監査等委員会設置会社の定めの設定又は廃止に伴う任期の満了
- a　監査等委員会設置会社の定めを設定した場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するとされた（保険業法第 53 条の 3 第 6 項により読み替えて準用する法第 332 条第 7 項第 1 号）。
 - b　監査等委員会設置会社が監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合には、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するとされた（保険業法第 53 条の 3 第 6 項により読み替えて準用する法第 332 条第 7 項第 2 号）。

ウ　解任

(ア) 監査等委員である取締役の解任

監査等委員である取締役の解任の決議は、総社員の半数以上が出席し、その議決権の 4 分の 3 以上の多数（総代会の場合は、総代の半数以上が出席し、その議決権の 4 分の 3 以上の多数）によらなければならないとされた（保険業法第 53 条の 10 第 2 項、第 62 条第 2 項）。

(イ) 監査等委員である取締役以外の取締役の解任

監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、監査等委員会設置会社でない相互会社の取締役と同様であり、社員（総代会を設けている場合は、総代）の半数以上（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うことで足りる（保険業法第 53 条の 10 第 1 項）。

(3) 取締役会

ア　権限

監査等委員会設置会社の取締役会は、保険業法第53条の14の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行うとされた（同法第53条の23の3第1項）。

(ア) 保険業法第53条の23の3第1項第1号イからハまでに掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

(イ) 取締役の職務の執行の監督

(ウ) 代表取締役の選定及び解職

イ 重要な業務執行の決定の取締役への委任

(ア) 監査等委員会設置会社の取締役会は、保険業法第53条の23の3第4項各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないとされた（同項）。

(イ) (ア)にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、保険業法第53条の23の3第5項各号に掲げる事項を除き、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるとされた（同項）。

(ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって、保険業法第53条の23の3第5項各号に掲げる事項を除き、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができるとされた（同条第6項）。

ウ 特別取締役による議決の定め

監査等委員会設置会社の取締役会は、前記イ(イ)又は(ウ)に該当する場合を除き、特別取締役による議決の定めを設けることができるとされた（保険業法第53条の16により準用する法第373条第1項）。

(4) 代表取締役

監査等委員会設置会社の取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定しなければならぬとされた（保険業法第53条の23の3第3項）。

なお、監査等委員会設置会社を設立しようとする場合の設立時代表取締役の選定は、設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締

役を除く。) の中から、設立時取締役の過半数をもって決定するとされた（保険業法第30条の10第8項により準用する法第47条第1項、第3項）。

(5) 会計参与

監査等委員会設置会社の会計参与の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとされた（保険業法第53条の4により準用する法第334条第1項により準用する第332条第3項、第1項）。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないとされた（保険業法第53条の4により準用する法第334条第1項により準用する第332条第1項ただし書）。

また、監査等委員会設置会社の定めを設定した場合又は監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了することとされた（保険業法第53条の4により準用する法第334条第1項により準用する第332条第7項）。

(6) 監査役

監査等委員会設置会社の定めの設定をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了することとされた（保険業法第53条の6第2項により読み替えて準用する法第336条第4項第2号）。

3 監査等委員会設置会社の解散及び清算

監査等委員会設置会社が、保険業法第180条各号に掲げる事由に該当することにより清算をする場合には、監査等委員である取締役が監査役となるとされ（保険業法第180条の3第4項），定款に別段の定めがあるとき及び社員総会において別の者を選任したときを除き、監査等委員である取締役以外の取締役が清算人となるとされた（同法第180条の4第2項、第1項）。

4 組織変更、組織変更株式移転及び新設合併において定めるべき取締役

(1) 株式会社から監査等委員会設置相互会社への組織変更

保険会社である株式会社が保険会社である相互会社に、又は少額短期保険業者（保険業法第2条第18項）である株式会社が少額短期保

険業者である相互会社に組織変更をする場合には、保険契約者総会において、組織変更後の相互会社の取締役となるべき者を選任しなければならない（同法第76条第1項）が、組織変更後の相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該取締役となるべき者の選任は、組織変更後における監査等委員となる者である組織変更後の相互会社の取締役となるべき者とそれ以外の組織変更後の相互会社の取締役となるべき者とを区別してしなければないとされた（同条第2項）。

(2) 相互会社から監査等委員会設置株式会社への組織変更

保険会社である相互会社が保険会社である株式会社に、又は少額短期保険業者である相互会社が少額短期保険業者である株式会社に組織変更をする場合には、組織変更計画において、組織変更後の株式会社の取締役の氏名を定めなければならない（保険業法第86条第4項第3号）が、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該取締役については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならないとされた（同条第6項）。

(3) 監査等委員会設置会社を設立する組織変更株式移転

相互会社が組織変更株式移転（1又は2以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後の株式会社の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう（保険業法第96条の8第1項参照）。）をする場合には、組織変更計画において、組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者の氏名を定めなければならない（同法第96条の9第1項第3号）が、組織変更株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該取締役となる者については、組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して監査等委員となる者である組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者とそれ以外の組織変更株式移転設立完全親会社の設立に際して取締役となる者とを区別して定めなければならないとされた（同条第2項）。

(4) 監査等委員会設置相互会社を設立する新設合併

新設合併により相互会社を設立する場合には、新設合併契約において、新設合併により設立する相互会社の設立時取締役の氏名を定めな



ければならない（保険業法第161条第1項第4号、第163条第1項第4号）が、新設合併により設立する相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該設立時取締役については、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならないとされた（同法第161条第2項、第163条第2項）。

(5) 監査等委員会設置株式会社を設立する新設合併

新設合併により株式会社を設立する場合には、新設合併契約において、新設合併により設立する株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名を定めなければならぬ（保険業法第165条第1項第4号）が、新設合併により設立する株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、当該取締役となる者については、新設合併により設立する株式会社の設立に際して監査等委員となる者である新設合併により設立する株式会社の設立に際して取締役となる者とそれ以外の新設合併により設立する株式会社の設立に際して取締役となる者とを区別して定めなければならないとされた（同法第165条第2項）。

5 監査等委員会設置会社の登記の手続

(1) 監査等委員会設置会社の設立の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会と会計監査人とを置く相互会社の設立と基本的に同様であるが、設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、次に掲げる事項も登記しなければならないとされた（保険業法第64条第2項第11号）。

(ア) 監査等委員会設置会社である旨

(イ) 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名

(ウ) 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

(エ) 保険業法第53条の23の3第6項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨

イ 添付書面

添付書面は、取締役会と会計監査人とを置く相互会社の設立の登

記の申請書の添付書面と基本的に同様であるが、設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面に代え、設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならないとされた（保険業法第65条第11号）。

(2) 監査等委員会設置会社の定めの設定による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、①(1)ア(ア)から(エ)までに掲げる事項、②従前の取締役等が退任した旨（2(2)イ(ウ)、(5)及び(6)参照）、③取締役等が就任又は重任した旨、④会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称及び⑤変更年月日である。

④の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

また、変更前において、①監査役を置いていた場合には監査役の退任及び監査役設置会社の定めを廃した旨の登記を、②監査役会を置いていた場合には監査役の退任並びに監査役設置会社の定め及び監査役会設置会社の定めを廃止した旨の登記を、③指名委員会等（後記第2参照）を置いていた場合には各委員会の委員、執行役及び代表執行役の退任並びに指名委員会等設置会社の定めを廃止した旨の登記をしなければならない。

なお、従前の取締役が、退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合の登記原因は、退任及び就任であるが、退任と同時に監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因是、重任である。

イ 添付書面

登記の申請書には、監査等委員会設置会社の定めの設定を決議し、取締役等を選任した社員総会又は総代会の議事録のほか、定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面（代表取締役の選定に係る取締役会議事録、就任承諾書等）を添付しなければならない（保険業法第67条により準用する商登法第46条等）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第24号（一）ワ、カ）。

なお、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記を併せてする場合の登録免許税額は、申請1件につき3万円を加算した額となる（登税法別表第一第24号（一）ツ。後記(4)参照）。

(3) 監査等委員である取締役の変更の登記

ア 添付書面

(ア) 就任の場合

a 監査等委員である取締役を選任した社員総会又は総代会の議事録（保険業法第67条により読み替えて準用する商登法第46条第2項）

b 監査等委員である取締役が就任を承諾したことを証する書面（保険業法第67条により準用する商登法第54条第1項）

(イ) 退任の場合（保険業法第67条により準用する商登法第54条第4項）

a 辞任による場合

辞任届その他の辞任を証する書面

b 解任による場合

監査等委員である取締役を解任した社員総会又は総代会の議事録

c 死亡による場合

戸籍謄抄本、死亡診断書、住民票、遺族等からの会社に対する死亡届等

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第24号（一）カ）。

(4) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨及び変更年月日である。

イ 添付書面

登記の申請書には、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの設定を決議した社員総会又は総代会の議事録を添付しなければならない（保険業法第67条により読み替えて準用する商登法第46条第2項）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(5) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの廃止による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した旨及び変更年月日である。

イ 添付書面

登記の申請書には、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの廃止を決議した社員総会又は総代会の議事録を添付しなければならない（保険業法第67条により読み替えて準用する商登法第46条第2項）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(6) 監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、①監査等委員会設置会社の定めを廃止した旨、②監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役、代表取締役並びに会計参与が退任した旨（2(2)イ(ウ)及び(5)参照）、③取締役等が就任又は重任した旨、④監査等委員会設置会社の定めの廃止により社外取締役の登記を抹消する旨、⑤重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記がされている場合

には、当該定めを廃止した旨、⑥保険会社である相互会社及び保険業法第272条の4第1項第1号ロに掲げる相互会社にあっては監査役設置会社である旨及び監査役会設置会社である旨並びに監査役が就任した旨及び監査役のうち社外監査役である者について社外監査役である旨又は指名委員会等設置会社である旨並びに各委員会の委員、執行役及び代表執行役が就任した旨並びに取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨、⑦保険業法第272条の4第1項第1号イに掲げる相互会社にあっては監査役設置会社である旨及び監査役が就任した旨又は指名委員会等設置会社である旨並びに各委員会の委員、執行役及び代表執行役が就任した旨並びに取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨及び⑧変更年月日である。ただし、④については、当該会社について、特別取締役による議決の定めがある旨の登記がされているとき若しくは監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記と併せて特別取締役による議決の定めの設定の登記をしたとき（保険業法第64条第2項第10号ハ）又は監査等委員会設置会社の定めの廃止による変更の登記と併せて指名委員会等設置会社の定めの設定の登記をしたとき（同項第12号イ）は、社外取締役の登記を抹消することを要しない。

なお、従前の監査等委員である取締役が退任と同時に取締役に就任した場合の登記原因是、退任及び就任であるが、監査等委員である取締役以外の取締役が退任と同時に取締役に就任した場合の登記原因是、重任である。

イ 添付書面

登記の申請書には、監査等委員会設置会社の定めの廃止を決議し、取締役等を選任した社員総会又は総代会の議事録のほか、定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面（代表取締役の選定に係る取締役会議事録、就任承諾書等）を添付しなければならない（保険業法第67条により準用する商登法第46条等）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第24号

(一) ワ, カ)。

なお、重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めの登記がされている場合には、当該定めの廃止の登記に係る登録免許税額として、申請1件につき3万円を加算した額となる（登税法別表第一第24号（一）ツ）。

(7) 監査等委員会設置会社が解散した場合の登記

解散の登記をしたときは、登記官は、職権により、商登規第72条第1項各号に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない（法登規第5条により準用する商登規第72条第1項）が、監査等委員会設置会社であった会社について解散の登記をした場合には、監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記及び重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記にも抹消する記号を記録しなければならぬとされた（法登規第5条により準用する商登規第72条第1項第5号）。

(8) 取締役会の決議による委任に基づく取締役の重要な業務執行の決定により登記事項に変更が生じた場合の登記

2(3)イ(イ)又は(ウ)により、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定についての取締役への委任があった場合において、当該委任に基づく決定によって、登記事項に変更を生じた場合にあっては、当該変更に係る申請書には、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があったことを証する書面を添付しなければならぬとされた（保険業法第67条により読み替えて準用する商登法第46条第4項）。具体的には、当該決定をした取締役が当該決定をした事項を記載し、記名押印した書面が、これに該当する。

第2 委員会設置会社を指名委員会等設置会社とする改正

1 委員会設置会社を指名委員会等設置会社とする改正

旧保険業法第4条第1項第3号で定義されていた「委員会設置会社」及び「委員会」は、「指名委員会等設置会社」及び「指名委員会等」と改められた（保険業法第4条第1項第3号）。

これに伴い、登記すべき事項は、「委員会設置会社である旨」から「指名委員会等設置会社である旨」と改められた（保険業法第64条第2項第12号、法登規別表法人状態区）。

2 経過措置

整備法の施行の際現に委員会設置会社である相互会社又は施行日前に旧保険業法第23条第4項において準用する旧法第30条第1項の規定による定款（委員会を置く旨の定めがあるものに限る。）の認証を受け、整備法の施行後に成立する相互会社の定款には、保険業法第4条第1項第3号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなすとされ（整備法第44条第1項），旧保険業法の規定による委員会設置会社の登記は、保険業法第64条第2項第12号に掲げる事項の登記とみなすとされた（整備法第44条第7項）。

これに伴い、整備法の施行の際現にされている委員会設置会社である旨の登記については、登記官が職権で抹消する記号を記録するとともに、当該登記に代えて指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない（改正省令附則第3条）。

第3 社外取締役及び社外監査役の要件に関する改正

1 社外取締役の要件

社外取締役の要件として、旧法と同様に、相互会社の取締役であって、当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下第3及び第4において同じ。）でないことのほか、（1）のとおり過去の地位に関する要件が緩和され、（2）の要件が加えられた。

（1）社外取締役の要件に係る当該取締役の過去の地位に関する対象期間の限定

社外取締役の要件のうち、当該取締役の過去の地位に関する対象期間についての規律が、次のとおり改められた。

ア その就任の前10年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと（保険業法第53の2第5項第1号）。

イ その就任の前10年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下第3において同じ。）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の



前10年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと（保険業法第53条の2第5項第2号）。

(2) 相互会社の関係者の近親者の取扱い

当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないことが社外取締役の要件に加えられた（保険業法第53条の2第5項第3号）。

2 社外監査役の要件

社外監査役の要件として、旧法と同様に、相互会社の監査役であるとのほか、(1)のとおり過去の地位に関する要件が緩和され、(2)の要件が加えられた。

(1) 社外監査役の要件に係る当該監査役の過去の地位に関する対象期間の限定

社外監査役の要件のうち、当該監査役の過去の地位に関する対象期間についての規律が、次のとおり改められた。

ア その就任の前10年間当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと（保険業法第53条の5第3項第1号）。

イ その就任の前10年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の監査役であったことがある者にあっては、当該監査役への就任の前10年間当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと（保険業法第53条の5第3項第2号）。

(2) 相互会社の関係者の近親者の取扱い

当該相互会社の取締役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないことが社外監査役の要件に加えられた（保険業法第53条の5第3項第3号）。

3 経過措置

整備法の施行の際現に旧保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役又は旧保険業法第53条の5第3項に規定する社外監査役を置く相互会社の社外取締役又は社外監査役については、整備法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までは、保険業法第53条の2第5項又は第53条の5第3項の規定にかかわらず、な

お従前の例によるとされた（整備法第44条第3項）。

第4 取締役及び監査役の責任限定契約に関する改正

1 取締役及び監査役の責任限定契約

保険業法第53条の36において準用する法第427条第1項の契約を締結することができる取締役及び監査役が、従前の「社外取締役」又は「社外監査役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」又は「監査役」とそれぞれ改められ、同項の契約を締結することができる者は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。），会計参与，監査役又は会計監査人とされた（保険業法第53条の36により準用する法第427条第1項）。

2 非業務執行取締役等の責任限定契約についての登記に関する改正

旧保険業法第64条第2項第13号の規定による登記すべき事項が、「第53条の36において準用する会社法第427条第1項の規定による取締役（業務執行取締役等であるものを除く。），会計参与，監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは，その定め」と改められた（保険業法第64条第2項第14号）。また，責任の限度に関する契約の定款の定めがあり，それが社外取締役又は社外監査役に関するものであるときは，取締役のうち社外取締役であるもの又は監査役のうち社外監査役であるものについて，それぞれ，社外取締役又は社外監査役である旨を登記すべき事項としていた旧保険業法第64条第2項第14号及び第15号は，削られた。

3 経過措置

相互会社について整備法の施行の際現に旧保険業法第64条第2項第14号又は第15号の規定による登記がある場合には，当該相互会社は，当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り，当該登記を抹消することを要しないとされた（整備法第44条第8項）。

第4部 一般社団法人

第1 理事及び監事の責任限定契約に関する改正

一般法人法第115条第1項の契約を締結することができる理事及び監事が、従前の「外部理事」又は「外部監事」から「理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）」又は「監事」とそれぞれ改められ、同項の契約を締結することができる者は、理事（業務執行

理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。), 監事又は会計監査人（以下第4部において「非業務執行理事等」という。）とされた（一般法人法第115条第1項）。

第2 非業務執行理事等の責任限定契約についての登記に関する改正

旧一般法人法第301条第2項第12号の規定による登記すべき事項が、「第115条第1項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め」とされた（一般法人法第301条第2項第12号）。また、責任の限度に関する契約の定款の定めがあり、それが外部理事又は外部監事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるもの又は監事のうち外部監事であるものについて、それぞれ、外部理事又は外部監事である旨を登記すべき事項としていた旧一般法人法第301条第2項第13号及び第14号は、削られた。

第3 経過措置

一般社団法人について整備法の施行の際現に旧一般法人法第301条第2項第13号又は第14号の規定による登記がある場合には、当該一般社団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記を抹消することを要しないとされた（整備法第16条第3項）。

第5部 一般財団法人

第1 理事及び監事の責任限定契約に関する改正

一般法人法第198条において準用する第115条第1項の契約を締結することができる理事及び監事が、従前の「外部理事」又は「外部監事」から「理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。）」又は「監事」とそれぞれ改められ、同項の契約を締結することができる者は、理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。），監事又は会計監査人（以下第5部において「非業務執行理事等」という。）とされた（一般法人法第198条により準用する第115条第1項）。

第2 非業務執行理事等の責任限定契約についての登記に関する改正

旧一般法人法第302条第2項第10号の規定による登記すべき事項が、「第198条において準用する第115条第1項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めが

あるときは、その定め」とされた（一般法人法第302条第2項第10号）。また、責任の限度に関する契約の定款の定めがあり、それが外部理事又は外部監事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるもの又は監事のうち外部監事であるものについて、それぞれ、外部理事又は外部監事である旨を登記すべき事項としていた旧一般法人法第302条第2項第11号及び第12号は、削られた。

第3 経過措置

一般財団法人について整備法の施行の際現に旧一般法人法第302条第2項第11号又は第12号の規定による登記がある場合には、当該一般財団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記を抹消することを要しないとされた（整備法第16条第4項）。

第6部 商業登記に関するその他の改正

第1 登記すべき事項等のオンライン提供の新設

商登法第17条第2項第4号に掲げる事項又は同条第3項の規定により申請書に記載すべき事項（以下「登記すべき事項等」という。）を記録した電磁的記録が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、あらかじめ提供されたとき（法務大臣が定める条件に適合する場合に限る。）は、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しないとされた（商登法第17条第4項、商登規第35条の2第1項第2号）。

この法務大臣が定める条件とは、登記すべき事項等の提供は、後記第2のとおり登記・供託オンライン申請システムを利用してすることとなるので、同システムの利用に当たり必要となる条件がこれに該当するが、具体的には、法務省のホームページで示されることとなる。

第2 登記すべき事項等のオンライン提供による登記申請の方法

1 登記事項提出書の送信

申請人又はその代表者若しくは代理人（以下「申請人等」という。）は、申請用総合ソフト等（法務省が提供する登記・供託オンライン申請システムで取り扱う手続の全てを行うことができるソフトウェア及び民間事業者が登記・供託オンライン申請システムを利用するためを作成したソフトウェアをいう。）を用いて、登記すべき事項等を記録した登記

事項提出書を作成し、登記・供託オンライン申請システムを利用して送信する。

この場合には、電子署名を行うことを要せず、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信することも要しない。

2 申請書の提出

申請人等は、申請書、添付書面及び到達通知（登記事項提出書が登記・供託オンライン申請システムに到達した後に登記・供託オンライン申請システムに掲示される到達通知をいう。）の内容を記載した書面を登記所に提出して、登記の申請を行うこととなる。

この場合の申請は、登記事項提出書を登記・供託オンライン申請システムを利用して送信後、速やかにするものとするとされた（商登規第35条の2第4項）。

第3 登記すべき事項等のオンライン提供による登記申請があった場合の処理

1 受付の方法

第2の2により、申請書等が提出されたときは、通常の書面申請があった場合と同様に、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号本職通達。以下「準則」という。）第43条第1項に規定する受付処理を行う。

2 調査の方法

登記官は、1により受け付けた事件と第2の1によりあらかじめ送信されている登記事項提出書との関連付けを行い、当該登記事項提出書を印刷した上、当該印刷した書面の内容を申請書に記載すべき登記すべき事項等の内容として調査する。

なお、登記事項提出書が送信された日の翌日から起算して、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除いて20日以内に当該登記事項提出書と申請書との関連付けが行われなかったときには、当該期間経過後に警告コメントが送信者宛てに自動送信され、さらに、警告コメントを送信した日の翌日から起算して、同項に規定する行政機関の休日を除いて5日以内に関連付けが行われなかったときには、当該登記事項提出書は自動的に登記・供託オンライン申請システムから削除されるので、

送信された登記事項提出書と申請書との関連付けは、当該申請書の受付後、速やかに行う必要がある。

3 補正の方法

2 の調査の結果、登記事項提出書の内容に不備があった場合には、通常の書面申請があった場合と同様の方法により、準則第 50 条第 1 項に定める事項を連絡することとなるが、登記・供託オンライン申請システムに補正のお知らせを掲示する方法によって連絡することもできる。

この場合の補正方法は、①登記すべき事項等を申請書に記載してする方法又は②登記事項提出書を再度送信する方法のほか、③送信済みの登記事項提出書を印刷した書面に商登規第 48 条第 3 項の方法により補正事項を記載して提出する方法によることができる。③の方法により補正をする場合には、当該提出された書面に準則第 14 条の 2 第 2 項に規定する処理を行うこととする。

4 校合の方法

登記官は、通常の書面申請があった場合と同様の方法により、校合をすることとなる。

5 取下げの方法

当該事件と送信された登記事項提出書との関連付けがされていることを確認した上、通常の書面申請があった場合と同様の方法により、取下処理をすることとなる。

なお、申請人等が取下げ後、すぐに当該登記事項提出書を利用して再度の申請を行う意向を示しているときは、関連付けがされていない場合にあっては関連付けをせずに、関連付けがされている場合にあっては関連付けを解除した上、取下処理をし、再度の申請との関連付けを行うこととして差し支えない。

6 登記事項提出書の保存の方法

送信された登記事項提出書については、当該登記事項提出書を印刷した書面を保存すべき書面とすることができる（商登規第 9 条の 7）。

なお、送信された登記事項提出書を印刷した書面に補正をした場合にあっては、当該印刷した書面を保存すべき書面としなければならない。